

1.1 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者および介護予防支援事業者は区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者 各年4月1日現在

年 サービスの種類	21	22	23	24
居宅介護支援	155	162	174	180
介護予防支援	4	4	4	4

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者 各年4月1日現在

年 居宅サービスの種類	21	22	23	24
訪問介護	156(152)	159(157)	165(163)	172(169)
訪問入浴介護	6(6)	8(8)	9(9)	9(9)
訪問看護	32(32)	32(32)	31(31)	31(31)
訪問リハビリテーション	6(6)	6(6)	7(7)	7(7)
通所介護	95(86)	115(102)	137(119)	166(139)
通所リハビリテーション	10(9)	11(10)	12(11)	12(11)
短期入所生活介護	21(20)	22(21)	22(21)	22(21)
短期入所療養介護	9(9)	10(10)	10(10)	11(11)
特定施設入所者生活介護	29(29)	32(31)	35(33)	36(34)
福祉用具貸与	23(24)	22(23)	23(23)	27(27)
特定福祉用具販売	24(24)	24(24)	27(27)	31(31)
合 計	411(397)	441(424)	478(454)	704(494)

※1 () 内は指定介護予防サービス事業者の数

※2 基準該当サービス事業者（次ページ表に再掲）を含む。

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設

各年4月1日現在

年 施設サービスの種類	21	22	23	24
介護老人福祉施設	18(1,272)	20(1,362)	20(1,362)	20(1,362)
介護老人保健施設	6(620)	7(743)	8(796)	8(816)
介護療養型医療施設	5(279)	5(319)	5(319)	4(303)
合 計	29(2,171)	32(2,424)	33(2,477)	32(2,481)

※ () 内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

サービスの種類	年 21	22	23	24
訪問介護	1	1	1	1
通所介護	1	0	0	0
短期入所生活介護	1	1	0	1
合 計	3	2	1	2

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者

各年4月1日現在

サービスの種類	年 21	22	23	24
夜間対応型訪問介護	1(-)	1(-)	2(-)	2(-)
認知症対応型通所介護	16(15)	17(16)	18(17)	18(17)
小規模多機能型居宅介護	4(4)	6(6)	8(8)	11(11)
認知症対応型共同生活介護	16(16)	20(20)	24(24)	28(28)
合 計	37(35)	44(42)	52(49)	59(56)

※ () 内は介護予防指定事業者の数

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護サービス事業者等に指導監督を行う。

指導は、事業者等の育成・支援を念頭に、指定基準等で定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う実地指導がある。

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼としている。通報・苦情、実地指導等で確認した情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

実地指導

(単位：施設数)

事業者の種類・区分	年度 20	21	22	23
居宅介護支援事業者	50	45	54	56
居宅サービス事業者	77	78	94	77
介護保険施設	5	0	5	5
地域密着型サービス事業者	12	18	15	22
基準該当サービス事業者	2	1	0	0

集団指導

年度	実施日および対象事業者
20	H20. 11. 20 地域密着型サービス事業者 H21. 2. 25 通所介護事業者 H21. 2. 25 地域密着型サービス事業者 H21. 3. 24～H21. 3. 25 居宅介護支援事業者・訪問介護事業者（2回）
21	H21. 6. 19 介護老人保健施設 H22. 1. 25 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護） H22. 3. 12 通所介護・認知症対応型通所介護事業者 H22. 3. 25 居宅介護支援事業者・訪問介護事業者（2回）
22	H22. 11. 26 苦情・事故対応（居宅サービス事業者） H22. 12. 17 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護） H23. 1. 27 通所介護・認知症対応型通所介護事業者 H23. 2. 23 居宅介護支援事業者・訪問介護事業者（2回）
23	H23. 12. 12 地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護） H24. 1. 12 通所介護・認知症対応型通所介護事業者 H24. 2. 23 居宅介護支援事業者・訪問介護事業者・夜間対応型訪問介護事業者（2回） H24. 3. 21 居宅介護支援事業者

監査

22年度 2事業者

23年度 4事業者

12 その他

（1）相談・苦情

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしきみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区の行った行政処分に不服がある場合は、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

① 相談・苦情

区民からの相談や苦情は、総合福祉事務所内の高齢者相談センター（地域包括支援センター）、在宅介護支援センター併設の高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所や介護保険課などの区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センター等で受け付けている。